高知県主要農作物奨励品種決定調査実施要領

第1　趣旨

高知県主要農作物種子生産要綱（平成30年4月1日策定、以下「要綱」という。）の第5条に規定する主要農作物の奨励品種決定調査（以下「調査」という。）は、この要領により実施する。

第2　調査の実施主体

調査の実施主体は、農業技術センターとする。

第3　調査対象とする主要農作物

調査対象とする主要農作物（以下「対象作物」という。）は、要綱第2条第1項に掲げるもののなかから、県内の栽培状況等に基づき、農業技術センター、農業振興センター農業改良普及課、農業振興センター農業改良普及所（以下「農業改良普及課・所」という。）及び環境農業推進課（以下「関係機関」という。）の職員が協議のうえ、農業技術センター所長が決定する。

第4　調査の種類

調査の種類は、要綱第5条第2項に示す基本調査と現地調査とし、基本調査は奨励品種決定調査予備調査（以下「予備調査」という。）及び奨励品種決定調査本調査（以下「本調査」という。）で構成する。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査は省略することができる。

1　基本調査

(1)　予備調査

本県の気象条件及び標準的な栽培条件下における特性を明らかにし、品種の生産力の概要を知るために予備的に行う調査。

(2)　本調査

本県の標準的な栽培条件以外に、少肥栽培、多肥栽培、早植栽培、晩植栽培等の必要な調査区を設けて、生産力その他重要形質の検定を行う調査。

2　現地調査

各地域の気象条件及び標準的な栽培条件下において特性、生産量等を明らかにし、奨励品種及び普及範囲の決定に資するために実施する調査。

第5　調査の実施場所

1　基本調査

農業技術センター内ほ場とする。

2　現地調査

対象作物の地域ごとの栽培状況、気象、土壌その他の自然条件及び農業経営事情等をもとに、関係機関の職員が協議のうえ、農業技術センター所長が決定する。

第6　調査に用いる品種

調査に用いる品種は、次のとおり決定する。いずれの調査においても、対照区を設け、対照品種は農業技術センターが指定する。

1　予備調査

農業技術センター、他県の試験研究機関、独立行政法人、民間事業者等で育成された品種のなかで、農業技術センター所長が高知県への適応性が高いと判断した品種とする。なお、予備調査における評価は、複数年の試験成績をもとに行うことを基本とする。

2　本調査

予備調査の結果、農業技術センターが有望と評価した品種及び他の試験研究機関等において特性が明らかとなっている品種とし、関係機関の職員が協議のうえ、農業技術センター所長が決定する。なお、基本調査における評価は、複数年の試験成績をもとに行うことを基本とする。

3　現地調査

基本調査の結果、農業技術センターが特に有望と評価した品種及び他の試験研究機関等において特性が明らかとなっている品種とし、関係機関の職員が協議のうえ、農業技術センター所長が決定する。

第7　調査実施計画の作成

農業技術センターは第3において決定された対象作物について、調査の種類ごとに、調査に用いる品種、調査実施場所等を記載した調査実施計画を作成する。

第8　調査の実施

第7において作成した調査実施計画に基づき、次のとおり調査を実施する。

1　基本調査

(1)　調査

農業技術センターの職員とする。

(2)　栽培管理

農業技術センターの慣行栽培法とし、農業技術センターの職員が行う。

(3)　調査方法

調査方法は別表のとおりとする。

2　現地調査

(1)　実施農家及び実施ほ場の選定

農業改良普及課・所は次の基準に従って、実施農家及び実施ほ場を選定する。なお、農業技術センター所長は、農業振興センター所長及び農業改良普及所長あてに、実施農家及び実施ほ場の選定、調査の実施を依頼する。

①　実施農家

経済力及び経営規模がその地域の標準以上であり、対象作物に関する豊富な経験及び優秀な技能を有する農家とする。

②　実施ほ場

現地調査を実施するほ場は

ア　気象、土壌、地力、用水等の環境条件が当該地域の代表であること。

イ　地力が均一であり、2筆以上にわたる場合は、隣接すること。

とする。

(2)　調査

調査ほ場を管轄する農業改良普及課・所の職員とする。

(3)　栽培管理

各地域の慣行栽培法及び調査に用いる品種に適すると認められる栽培法とし、ほ場の栽培管理については、選定した農家に委託する。なお、調査に必要な種苗は農業技術センターが配布する。

(4)　調査方法

調査方法は別表のとおりとする。

第9　現地調査の実施農家への謝金の支払い

1　現地調査の実施農家は、ほ場への移植又は播種が終了するまでに農業改良普及課・所を通して農業技術センター所長あてに承諾書（様式１）を提出するものとする。

2　農業技術センター所長は、調査終了後、実施農家に対して謝金を支払うものとする。

3　実施農家への謝金の額は、別途定める。

第10　現地調査における種苗及び生産物の取扱い

現地調査の実施農家は次の事項を遵守する。

1　配布された種苗の増殖や他者への譲渡をしないこと。

2　生産物は廃棄すること。

第11　調査成績の報告ととりまとめ

1　現地調査成績の報告

各農業振興センター所長及び農業改良普及所長は、次のとおり農業技術センター所長あてに現地調査成績を報告するものとする。

水陸稲　　　　　　　報告期限；当年の12月末日、報告様式；様式2

麦類（春播き）　　　報告期限；当年の12月末日、報告様式；様式3

麦類（秋播き）　　　報告期限；翌年の 8月末日、報告様式；様式3

大豆　　　　　　　　報告期限；当年の12月末日、報告様式；様式4

2　調査のとりまとめ

調査成績は農業技術センターにおいて、とりまとめるものとする。

附　則

　　この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

　　この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

　　この要領は、令和3年8月18日から施行する。

別表

高知県主要農作物奨励品種決定調査の調査方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基本調査 | 現地調査 |
| 予備調査 | 本調査 |
| 1区の面積及び区制 | 1区6平方メートル以上2区制以上を標準とする | 予備調査に同じ | 1区10平方メートル1区制を標準とする |
| 対照品種 | 高知県の奨励品種 | 予備調査に同じ | 予備調査に同じ |
| 調査項目 | 水陸稲 | 苗の整否（移植時）、草丈（最高分げつ期）、茎数（最高分げつ期）、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、障害の種類及び多少、倒伏の多少、脱粒の難易、耐病性、穂発芽性、1アール当たりの玄米の重量及び対照品種に対する比率、千粒の重量、タンパク質含有率、アミロース含有率、品質、検査等級、有望度（ただし、上記のうち草丈、茎数については選択項目とする）。 | 予備調査の項目の他、次の項目を調査する（ただし環境変化の少ない項目は省略してもよい）。1アール当たりの藁、精籾及び屑玄の重量、精籾及び玄米1リットル当たりの重量、整粒歩合、籾摺歩合、芒の長短、胴割の多少、粒色、粒の光沢、搗精歩合、粒の形状、食味、概評。 | 苗の整否（移植時）、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、障害の種類及び多少、倒伏の多少、1アール当たりの精籾の重量、1アール当たりの玄米の重量及び対照品種に対する比率、千粒の重量、整粒歩合、タンパク質含有率、※アミロース含有率、品質、※検査等級、概評、判定。 |
| 麦類 | 発芽の良否、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、障害の種類及び多少、株の開閉、倒伏の多少、1アール当たりの子実の重量及び対照品種に対する比率、千粒の重量、粒質、品質、検査等級、有望度。 | 予備調査の項目の他、次の項目を調査する（ただし環境変化の少ない項目は省略してもよい）。1アール当たりの稈の重量、子実重歩合、1リットル当たりの子実の重量、屑粒重歩合、芒の多少、芒の長短、粒色、粒形、製粉（精麦）歩合、麸質歩合、概評。 | 発芽の良否、出穂期、成熟期、稈長、穂長、穂数、障害の種類及び多少、倒伏の多少、1アール当たりの子実の重量及び対照品種に対する比率、千粒の重量、※品質概評、※検査等級、概評、判定。 |
| 大豆 | 発芽の良否、開花期、成熟期、結実日数、主茎長、主茎節数、1株当たりの分枝数、莢数及び稔実莢数、最下着莢高、障害の種類及び多少、倒伏の多少、蔓化程度、草型、茎の細太、裂莢難易、青立ち程度、1アール当たりの全重量、1アール当たりの子実の重量及び対照品種に対する比率、子実重の歩合、屑重の歩合、1リットル当たりの子実の重量、百粒の重量、粒形、粒大、粒色、品質、検査等級、有望度。 | 予備調査の項目に同じ（ただし環境変化の少ない項目は省略してもよい）。 | 発芽の良否、開花期、成熟期、主茎長、主茎節数、1株当たりの分枝数、莢数及び稔実莢数、最下着莢高、障害の種類及び多少、倒伏の多少、1アール当たりの子実の重量及び対照品種に対する比率、百粒の重量、※品質、※検査等級、概評、判定。 |
| 調査年数 | 適宜 | 同一品種につき2カ年の継続調査を標準とする | 本調査に同じ |

注1：圃場の状況、耕種概要、気象及び生育の概要等、調査結果判定上、必要な事項についても調査する。

注2：基本調査においては、通常の栽培では発見し難い形質については、その特性判定上最も有利な方法で判定する。

注3：調査は普通作物調査基準平成元年1月に準じて行う。

注4：現地調査において※を付した項目は、関係機関の職員が協議し調査する。